

北方領土返還要求特別啓発事業委託業務に係る
総合評価一般競争入札における落札者決定基準

令和5年（2023年）5月8日
北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課

1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、北方領土返還要求特別啓発事業委託業務（以下、「業務」という。）の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を示すものである。

2 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札価格に係る評価点（以下、「価格評価点」という。）と入札価格以外の要素に係る評価点（以下、「技術評価点」という。）を合計して得た数値が最も高い入札者（以下、「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

3 価格評価点

価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に、価格評価点の得点配分を乗じて得た数値（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

価格評価点 = $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格評価点の得点配分}$

<例> 予定価格が550,000円、入札価格が500,000円、得点配分が50点の場合

$(1 - 500,000 \text{円} / 550,000 \text{円}) \times 50 \text{点} = 4.4545\cdots \approx 4.45$

4 技術評価点

技術評価点は、別紙「北方領土返還要求特別啓発事業委託業務 技術評価点 評価項目、評価基準及び配点」（以下、「評価基準」という。）に基づき、本基準の第5項に定めるところにより評価基準に記載する評価項目毎に評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

5 技術評価点の評価方法

(1) 技術評価点の評価は、道が設置した北方領土返還要求特別啓発事業委託業務の契約における総合評価審査会（以下、「審査会」という。）において審査する。

(2) 1次評価（書面審査）において、評価基準による必須科目が具備されているか否かを事務局が判定し、これを満たしている者には基礎点を与え、1項目でも満たしていない場合、その時点で失格とする。

なお、判定結果については、2次評価（プレゼンテーション）前に委員及び申込みをした者に報告する。

- (3) 2次評価（プレゼンテーション）においては、加点項目について、提案内容に応じ審査を行い、その提案内容に応じて評価基準に示す配点に基づき加点する。
- (4) 技術評価点は、審査会の各構成員の採点の平均点をもってその得点とする。（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）

6 価格評価点と技術評価点の得点配分

価格評価点と技術評価点の得点配分は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の得点の配分については、要求する技術等の要素により、当該業務の成果が大きく影響されることから、技術評価点に重点を置いた総合評価を行うこととし、その配分割合は、価格評価点：技術評価点＝1：4とする。

区分	価格評価点の得点配分	技術評価点の得点配分	合計
配分	30点	120点 うち基礎点 20点 うち加点 100点	150点

(別紙)

北方領土返還要求特別啓発事業委託業務 技術評価点 評価項目、評価基準及び配点

評価項目		1次評価	2次評価	評価区分
		基礎点	加点	
1 実施体制・業務遂行能力		-	-	-
業務実施にあたって必要な実施体制、役割（責任者、人員、組織図など）について記載されているか		10	-	必須項目
(1)	業務を遂行する上で、必要な専門知識及び技術を有し、十分な業務実施体制が整っているか。	-	10	加点項目
(2)	過去の業務実績等から当該業務を遂行することが期待できるか。	-	5	加点項目
(3)	業務を効率的に実施するとともに、効果的なPRが可能なスケジュールとなっているか。	-	5	加点項目
2 企画提案内容		-	-	-
企画提案指示書記載「3 委託業務の内容」が記載されているか。		10	-	必須項目
ア 北方領土に関する啓発活動ブースの設置、管理運営		-	-	-
(1)	ブースは、札幌市民等の来場を促す工夫がされているか。また、北方領土問題や隣接地域の理解が深まるような工夫がなされているか。	-	15	加点項目
(2)	令和6年2月のブースの設置場所は、啓発効果が得られるような提案となっているか。	-	10	加点項目
(3)	令和6年2月のブース設置期間は14日を超えているか。 ※1日追加毎に1点加点（加点上限10点）	-	10	加点項目
(4)	チカホのサイネージ広告の実施期間は30日を超えているか。 ※6日追加毎に1点加点（加点上限5点）	-	5	加点項目
イ 動画コンテストの開催		-	-	-
(1)	募集サイトはわかりやすい内容となっているか。	-	5	加点項目
(2)	募集の周知方法について、各種広報媒体を有効に活用するなど、効果的な手法が取られているか。また、PRポスターも含め、若い世代を中心とした幅広い世代の人が興味をもつ内容となるよう、工夫がされているか。	-	20	加点項目
(3)	コンテストの実施結果について、表彰式の代替となる動画の企画となっており、また、結果の周知について、効果的な広報を行う内容となっているか。	-	15	加点項目

配点		合計
基礎点	加点	
20	100	120

【配点方法】

・基礎点項目（事務局審査）

評価	配点
必須項目が記入されている	10点
必須項目が記入されていない	失格

・加点項目

採点基準	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
配点 5点	5点	4点	3点	1点	0点
配点 10点	10点	8点	5点	3点	0点
配点 15点	15点	12点	8点	4点	0点
配点 20点	20点	15点	10点	5点	0点

なお、「2 企画提案内容」の（3）及び（4）については、提案された日数に応じて加点することとする。